

議案第四十四号

杉並区土地開発公社定款の変更について

右の議案を提出する。

平成二十年六月十四日

提出者

杉並区長

山 田

宏

杉並区土地開発公社定款の変更について

杉並区土地開発公社定款（昭和六十三年四月八日東京都知事認可）の一部を次のように変更する。

第七条第五項中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十九条」を「公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十六条第八項」に改める。

第十七条第一項第四号中「損益計算書」の下に「、キャッシュ・フロー計算書」を加える。

第二十七条第一項中「及び運用財産」を削る。

第三十条中「損益計算書」の下に「、キャッシュ・フロー計算書」を加える。

第三十二条第二号中「郵便貯金又は」を削る。

附 則

この定款は、東京都知事の認可のあった日から施行する。ただし、第七条第五項の改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

(提案理由)

杉並区土地開発公社定款の一部変更について、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）第十四条第二項の規定に基づき、議決を経る必要がある。

杉並区土地開発公社定款の一部を変更する定款新旧対照表

新 定 款	旧 定 款
<p>(役員の仕事及び権限)</p>	<p>(役員の仕事及び権限)</p>
<p>第七條 略</p>	<p>第七條 略</p>
<p>2 3 4 略</p>	<p>2 3 4 略</p>
<p>5 監事は、公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号)第十六條第八項に規定する職務を行う。</p>	<p>5 監事は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十九條に規定する職務を行う。</p>
<p>(議決事項)</p>	<p>(議決事項)</p>
<p>第十七條 次の各号に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。</p>	<p>第十七條 次の各号に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。</p>
<p>一 3 略</p>	<p>一 3 略</p>
<p>四 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書の作成</p>	<p>四 毎事業年度の財産目録、貸借対照表、損益計算書及び事業報告書の作成</p>
<p>5 3 7 略</p>	<p>5 3 7 略</p>
<p>2 略</p>	<p>2 略</p>

資 料

(資産)

第二十七条 公社の資産は、基本財産

とする。

2 及び 3 略

(財務諸表)

第三十条 公社は、毎事業年度の終了後二月

以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て、その意見を付けた上で区長に提出しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十二条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 略

二 銀行その他主務大臣の指

定する金融機関への預金

(資産)

第二十七条 公社の資産は、基本財産及び運

用財産とする。

2 及び 3 略

(財務諸表)

第三十条 公社は、毎事業年度の終了後二月

以内に財産目録、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び事業報告書を作成し、監事の監査を経て、その意見を付けた上で区長に提出しなければならない。

(余裕金の運用)

第三十二条 公社は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 略

二 郵便貯金又は銀行その他主務大臣の指

定する金融機関への預金